

第1章 第4次推進計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動推進の意義

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないもの」(「子どもの読書活動に関する法律」第2条)です。読書によって豊かなところを育み、人生を歩んでいく上で基盤となる様々な力を培っていきます。

しかし、読書は自らが能動的に文章を読み進めなければならない、かつ、頭の中で読み起こして想像し、共感し、考え、ある時は感情を揺さぶられ…と、実はかなり負荷のかかる行為でもあります。読書をする基礎体力(読書力)が身に付いていないと、受動的で即時性のある娯楽の方について手が伸びてしまいがちです。

近年、情報通信技術(ICT)の進展に伴い、子どもたちの周りには配信動画や SNS、オンラインゲームなど魅力的で様々なコンテンツがあふれています。これらの中から、強制的ではなく自ら読書という行為を選び取るに至るためには、幼い頃からの楽しい読書の経験、習慣の定着がとても重要です。読書から得ることのできる感動や、知識を深めることの楽しさを、幼い頃から体感し、読書力を身に付けていくことで、本を介して出会う世界は大きく広がります。

読書が、日々の楽しみや困った時の頼み、苦しい時の支えにと、子どもたちの生涯にわたって心強い伴走者となるよう、子どもの読書活動の推進に取り組んでいきます。

2 子どもの読書活動を取り巻く現状

(1) ICT の進展

ゲームやスマートフォン等の媒体の普及や、それを利用した SNS(ソーシャルネットワークサービス)等のコミュニケーションツールの多様化など、子どもを取り巻く情報環境が大きく変化しています。

こども家庭庁の「青少年のインターネット利用環境実態調査」(令和6年実施)によると、子どもの平日一日あたりのインターネットの平均的な利用時間は、小学生 223.9分、中学生 302.3分、高校生 379.4分、小・中・高校生と年齢が上がるにつれて長時間の利用となる傾向が示されました。また、この調査における利用平均時間は300.7分であり、令和元年度実施の調査報告における利用時平均時間 179.6分と比べると、約 1.7 倍に増加しています。

本市が令和7年に実施した「子どもの読書活動に関するアンケート調査」(以下、「読書活動調査」という。)では、余暇時間の過ごし方の設問(上位3つ回答)に対し、「インターネット」(67%)、「ゲーム」(58%)が上位2つを占め、「読書」は27%という結果になりました。デジタル化の進展は、子どもの読書活動に大きな影響を与えていることが窺えます。

(2) GIGAスクール構想^{※1}の進展

学校では、GIGA スクール構想に基づく ICT 環境の整備が進み、1人1台端末を用いた授業に取り組むようになってきています。

このことにより、調べ学習において情報の収集が容易になる一方、情報を調べ、かつ情報の正誤を判断する情報活用能力の育成が不可欠となります。探究的な学習活動を行うために、1人1台端末の活用とあわせて、学校図書館で本を活用することがますます重要となってきています。

(3) 電子書籍の普及

コロナ禍の外出自粛も相まって、電子書籍の普及が進みました。本は紙媒体だけでなく電子媒体で読むことも選択できるというように、読書の形態が変化しています。

本市の子どもたちにおいては、読書をした中で電子書籍の割合は、「ない」(40%)、「～3割」(32%)、「4～6割」(16%)、「7～9割」(11%)、「全部」(1%)となっています。(令和7年度読書活動調査)

令和6年に、市内の小・中学校に読み放題型電子図書館「Yomokka!」が導入され、日常的に電子図書館にアクセスできる環境になりました。電子による読書にも馴染み、ますます電子書籍が普及していくと考えられます。

(4) 読書バリアフリー

令和元年に施行された「読書バリアフリー法」に基づき、視聴覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和7年に「視聴覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(国:第2期)が策定されました。

障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするため、アクセシブル(利用しやすい)な電子書籍等の普及及びアクセシブルな図書の継続的な提供、充実を図るよう方針が示されています。

※1 1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校 ICT 環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的とする構想。

3 計画策定の趣旨

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(法律第154号。以下「推進法」という。)が施行されました。推進法は、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的としています。

「山梨市子ども読書活動推進計画」(以下、「推進計画」という。)は、推進法の第9条2項の規定に基づき、本市における子どもの読書活動の推進に関する施策を示し、総合的かつ計画的に取り組んでいくために策定するものです。

本市においては、平成19年3月に、市内の子どもたちが積極的に読書に親しみ、生涯にわたり読書習慣を身に付けることができるよう、山梨市社会教育委員の会から「大人も子ども楽しむ“まちづくり”」と題して推進計画策定への意見書が提出され、平成20年6月に第1次推進計画を策定しました。

第4次推進計画では、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第5次)、山梨県の「山梨県の子どもの読書活動推進実施計画」(第4次)を踏まえ、第3次推進計画のもと行ってきた取り組みの課題と成果を整理し、子どもの読書活動のさらなる推進を目指していきます。

<国と県の動向>

国	山梨県	山梨市
■H13.12 「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行 ■H14.8 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定 ■H20.3 第2次基本計画策定 ■H25.5 第3次基本計画策定 ■H30.4 第4次基本計画策定 ■R5.3 第5次基本計画策定	■H17.3 「山梨県子ども読書活動推進実施計画」策定 ■H24.3 第2次実施計画策定 ■H29.3 第3次実施計画策定 ■R6.3 第4次実施計画策定	■H20.6 「第1次山梨市子ども読書活動推進計画」策定 ■H28.3 第2次推進計画策定 ■R3.3 第3次推進計画策定